

政府管掌健康保険の財政運営

— 平成15年度予算案（全体） —

（単位：億円）

平成15年度予算案（全体）			備 考
収 入	保 険 料 収 入	65,455	1 平成15年度の保険料率 (1) 医 療 分 平成15年3月 : 85% (標準報酬ベース) 平成15年4月～ : 82% (総報酬ベース) (2) 介 護 分 平成15年3月 : 10.7% (標準報酬ベース) 平成15年4月～ : 8.9% (総報酬ベース)
	国 庫 補 助	8,767	
	そ の 他	160	
	計	74,382	
支 出	保 険 給 付 費	39,228	2 平成14年度医療制度改革(平成15年4月実施) (1) 総報酬制の導入に伴う保険料率の見直し (2) 給付率の統一(7割) (3) 外来薬剤一部負担の廃止
	老 人 保 健 拠 出 金	21,581	
	退 職 者 給 付 拠 出 金	6,971	
	介 護 納 付 金	4,406	3 平成15年度末の事業運営安定資金残高 557億円 ※ 予備費(400億円)を使用しない場合 平成15年度の単年度収支差: 931億円 平成15年度末の事業運営安定資金残高: 957億円
	そ の 他	1,265	
	予 備 費	400	
	計	73,851	
単 年 度 収 支 差		531	

(注) 単年度の実質的な財政状況を示すため、保険料収入によらずに一般会計からの繰入れで償還するものとされている累積債務に係る経費等を除外している。

資料1

政府管掌健康保険の財政運営
— 平成15年度予算案（医療分） —

（単位：億円）

平成15年度予算案（医療分）			備 考
収 入	保 険 料 収 入	61,832	1 平成15年度の一般保険料率 平成15年3月 : 85% (標準報酬ベース) 平成15年4月～ : 82% (総報酬ベース) (注)平成14年度の一般保険料率 85% (標準報酬ベース)
	国 庫 補 助	8,047	
	そ の 他	160	
	計	70,039	
支 出	保 険 給 付 費	39,228	2 平成14年度医療制度改革(平成15年4月実施) (1) 総報酬制の導入に伴う保険料率の見直し (2) 給付率の統一(7割) (3) 外来薬剤一部負担の廃止
	老 人 保 健 拠 出 金 (うち前々年度精算分)	21,581 (547)	
	退 職 者 給 付 拠 出 金 (うち前々年度精算分)	6,971 (67)	
	そ の 他	1,265	3 平成15年度末の事業運営安定資金残高 520億円
	予 備 費	400	
計	69,445	※ 予備費(400億円)を使用しない場合 平成15年度の単年度収支差: 994億円 平成15年度末の事業運営安定資金残高: 920億円	
単 年 度 収 支 差		594	

(注)単年度の実質的な財政状況を示すため、保険料収入によらずに一般会計からの繰入れで償還するものとされている累積債務に係る経費等を除外している。

政府管掌健康保険の財政運営
－ 平成15年度予算案（介護分） －

（単位：億円）

平成15年度予算案（介護分）			備 考
収 入	保 険 料 収 入	3, 6 2 3	1 平成15年度の介護保険料率 平成15年3月 : 10.7%（標準報酬ベース） 平成15年4月～ : 8.9%（総報酬ベース） （注）平成14年度の介護保険料率 10.7%（標準報酬ベース）
	国 庫 補 助	7 2 0	
	計	4, 3 4 3	
支 出	介 護 納 付 金 （うち前々年度精算分）	4, 4 0 6 （▲203）	
		計	4, 4 0 6
単 年 度 収 支 差		▲ 6 3	

政府管掌健康保険の財政運営

—平成15年度介護保険料率—

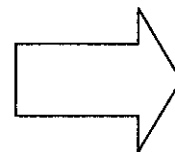
- 政府管掌健康保険の介護保険料率は、次に掲げる算式を基準として、社会保険庁長官が各年度に定める仕組み。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助の額}}{\text{介護保険第2号被保険者の報酬の総額の見込額}}$$

- 平成14年度医療制度改革による総報酬制の導入が平成15年4月より実施されることに伴い、介護保険料率を総報酬ベースで設定。

～平成15年3月

10.7%
＜標準報酬ベース＞



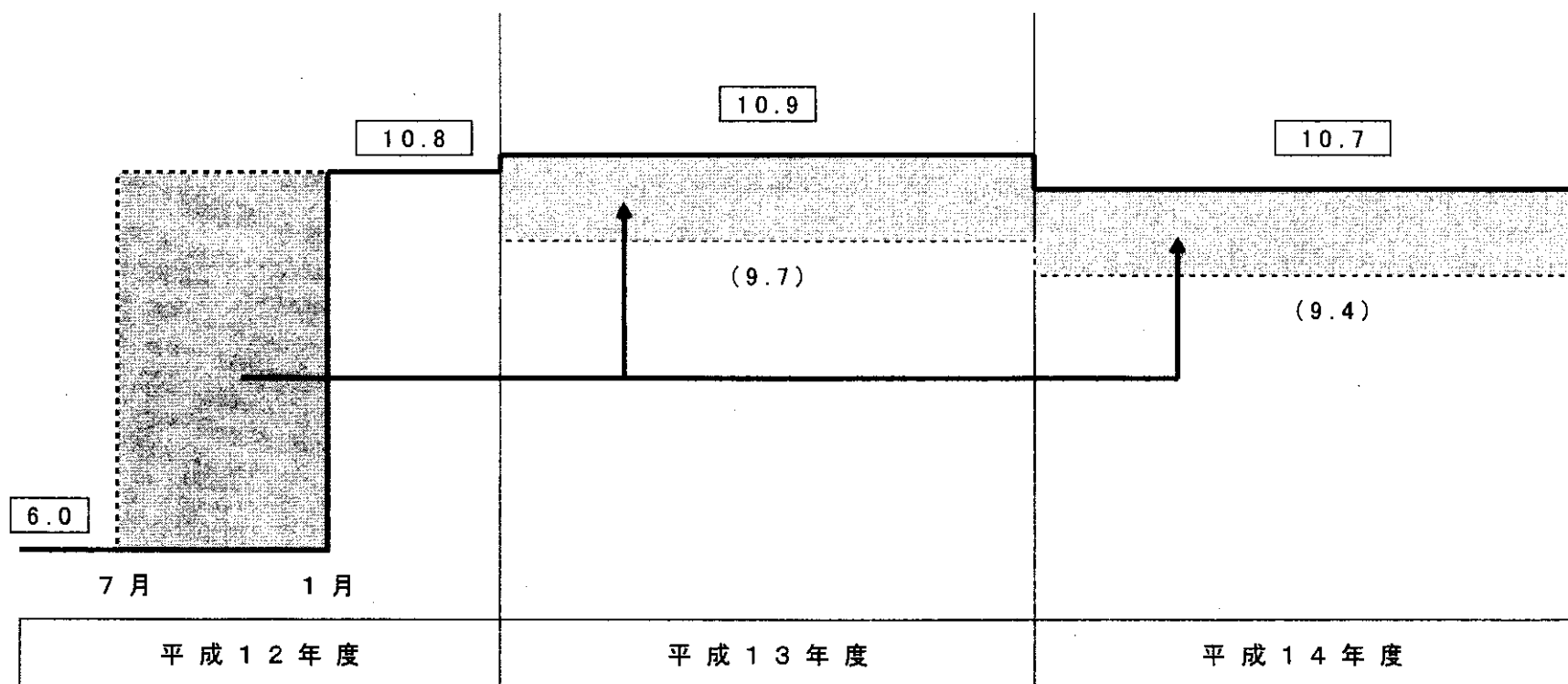
平成15年4月～

8.9%
＜総報酬ベース＞

本来分	9.4%
納付猶予分の1/2	1.3%

<参考> 政府管掌健康保険における平成12～14年度の介護保険料率

- 平成12年度に納付の猶予を受けた介護納付金については、平成13年度に全額を納付。
- これに相当する介護保険料については、平成13年度と平成14年度とに平準化して徴収。



(注1) 網掛け部分は、平成12年度に納付の猶予を受けて平成13年度に全額を納付した介護納付金に相当する介護保険料率。

(注2) 括弧内は、平成13年度又は平成14年度の本来の介護納付金に相当する平成13年度又は平成14年度の介護保険料率。

政府管掌健康保険の財政運営

－ 平成15年度保健福祉事業関係予算案－

1. 生活習慣病予防健診事業

- 平成14年度より、限られた財源で基本的な健診を受診する機会を公平に確保する観点から、一般健診に重点化するとともに、40歳及び50歳の被保険者等に対しては、一般健診の中で従来の日帰り人間ドックに相当する内容の付加健診を導入。あわせて、C型肝炎対策の重要性にかんがみ、C型肝炎ウイルス検査を導入。
- 平成15年度には、平成14年度と同様の仕組みを踏襲しつつ、一般健診の実施者数を拡大。

(単位：百万円)

	平成14年度 予算	平成15年度 予算案	増 減
生活習慣病予防健診検査費	46,746	47,867	1,121 (2.4%)
一般健診	44,965	45,675	1,128
付加健診		418	
C型肝炎ウイルス検査	1,781	1,774	▲7

(注) 一般健診は、乳がん・子宮がん検診及びフォローアップ健診を含む。

2. 高額医療費貸付事業及び出産費貸付事業

- 高額医療費貸付事業については、平成14年度医療制度改革による給付率の統一（7割）が平成15年4月より実施されることに伴い、高額療養費の支給対象者の増加が見込まれるため、増額。
- 出産費貸付事業については、平成13年7月より実施しているが、平成13年度の実施状況を踏まえ、減額。

(単位：百万円)

	平成14年度 予算	平成15年度 予算案	増 減
高額医療費貸付事業	651	1,633	982 (150.8%)
出産費貸付事業	486	253	▲233 (▲47.9%)

3. 社会保険病院の整備

- 平成14年度と同様に、新たに建替等の工事に着手しないものとし、既に着手した工事の継続及び国有財産の維持管理のために必要最小限の施設整備費を計上。

(単位：百万円)

	平成14年度 予算	平成15年度 予算案	増 減
社会保険病院整備費	23,403	18,393	▲5,010 (▲21%)